

## 騒音に係る環境基準

a 一般地域

(騒音の評価手法は等価騒音レベルによる)

地域の 類型	時間の区分と基準値		該 当 地 域
	昼 間 午前6時から 午後10時まで	夜 間 午後10時から 翌日午前6時まで	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	松阪市では、該当地域なし
A	55デシベル以下	45デシベル以下	付表に掲げる区域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	55デシベル以下	45デシベル以下	付表に掲げる区域のうち、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
C	60デシベル以下	50デシベル以下	付表に掲げる区域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

### 付表

阿形町、朝田町、朝日町、朝日町一区、愛宕町、荒木町、射和町、石津町、五十鈴町、泉町、井村町、上川町、魚町、内五曲町、大口町、大黒田町、大塚町、大津町、大平尾町、白粉町、大足町、垣鼻町、春日町、鎌田町、川井町、京町、京町一区、櫛田町、久保田町、久保町、黒田町、幸生町、広陽町、小黒田町、郷津町、五反田町、御殿山町、桜町、五月町、下村町、新座町、新町、新松ヶ島町、末広町、清生町、外五曲町、高町、宝塚町、立野町、立田町、田村町、田原町、茶与町、中央町、中万町、長月町、塚本町、殿町、豊原町、中町、西之庄町、西町、光町、東町、挽木町、日野町、平生町、船江町、本町、駅部田町、町平尾町、松ヶ島町、湊町、南町、宮町、山室町、獵師町、若葉町

b 道路に面する地域

地域の区分	時間の区分と基準値	
	昼 間 午前6時から 午後10時まで	夜 間 午後10時から 翌日午前6時まで
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

c 幹線交通を担う道路に近接する空間

時間の区分と基準値	
昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日午前6時まで
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。	

注) 該当地域については「平成24年3月30日松阪市告示第77号」による

「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

騒音規制法に基づく自動車騒音の限度

(騒音の評価手法は等価騒音レベルによる)

区域の区分		時間の区分	
		昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日午前6時まで
1	a 区域及びb 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

- 区域の区分
  - a 区域：専ら住居の用に供される区域で、騒音に係る環境基準（資2-3-1）のA類型該当地域に同じ。
  - b 区域：主として住居の用に供される区域で、騒音に係る環境基準（資2-3-1）のB類型該当地域に同じ。
  - c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域で、騒音に係る環境基準（資2-3-1）のC類型該当地域に同じ。
- 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例  
 幹線交通を担う道路に近接する区域は、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく

指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日総理府令第15号）

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による市長が定める区域」（平成24年3月30日松阪市告示第81号）